

## 第1章 公共施設等総合管理計画の策定にあたって

### 1. 公共施設等総合管理計画の策定にあたって

#### (1) 背景と目的

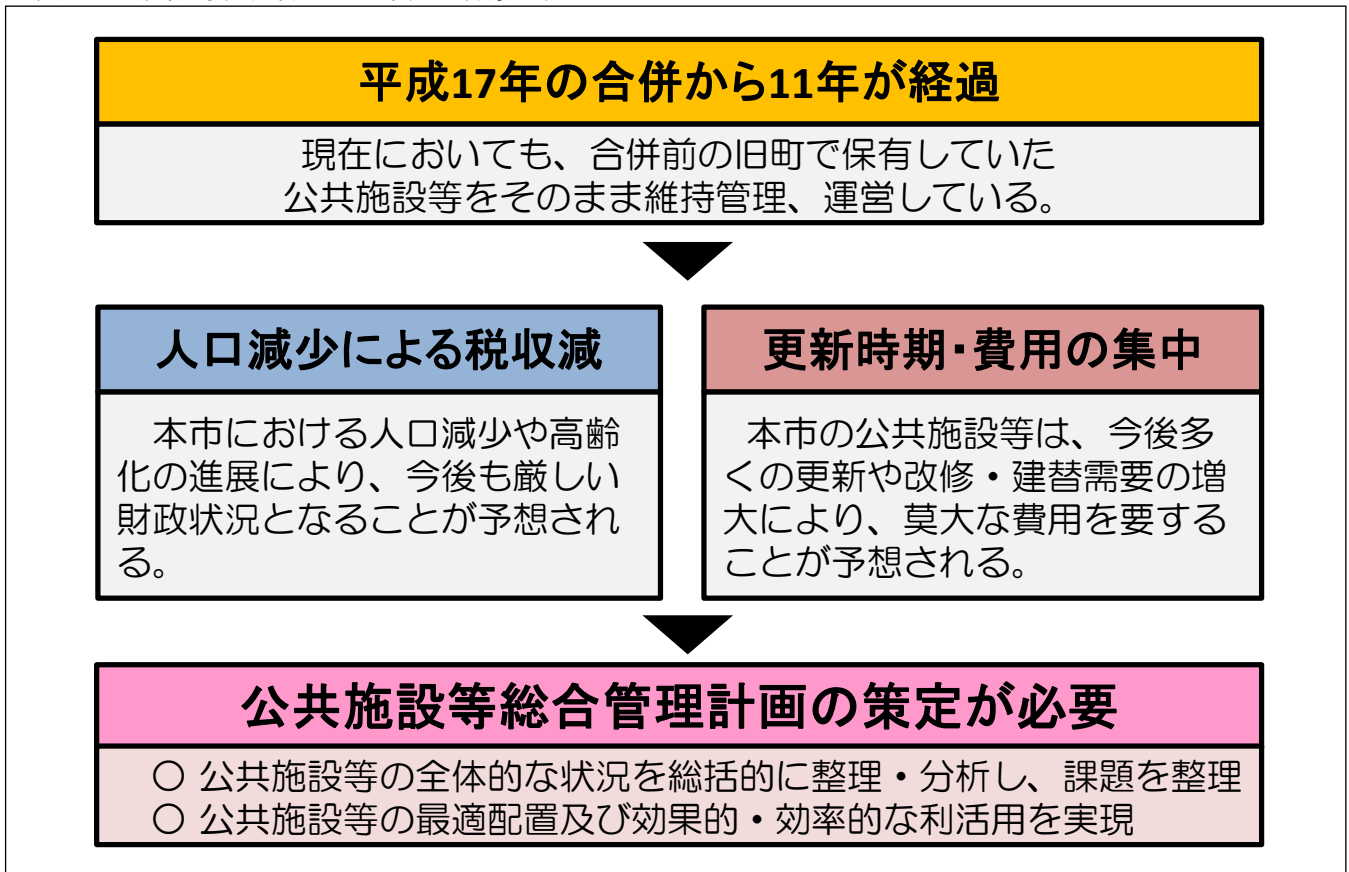
本市は、平成17年12月5日に、3町（夷隅町、大原町、岬町）が合併し、新市として誕生して11年を迎えました。しかし、合併前の旧町で、教育、文化、福祉など様々な目的や時代のニーズに応じて整備してきた公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の多くを現在においてもそのまま維持管理、運営しています。

全国的に人口減少や少子高齢化が進展し、今後厳しい財政状況が予想されるなか、今後も公共施設等を適切に維持管理、運営していくためには、莫大な費用を要するとともに、著しい老朽化により、多くの更新や改修・建替需要の増大が予想されています。こうした状況に対処するため、公共施設等の全体的な状況を総括的に整理・分析し、将来推計人口、住民ニーズや将来にわたる維持管理更新といった経費の見込み、中長期的な財政状況などの課題を整理した「公共施設等総合管理計画」の策定が総務省より全国の自治体に要請されています。

本市でも、これらの課題について、住民に対する説明責任を果たしながら、本市にとって必要な施設を選択しつつ、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合や再配置を含めた「新しく造ること」から「賢く使うこと」を念頭に、実情に適した公共施設等の最適な配置及び効果的・効率的な利活用を実現していかなければならないと考えています。

これらいすみ市の目指すべき公共施設等の将来のあり方について、基本方針や数値目標を具体化するため、「いすみ市公共施設等総合管理計画」を策定します。

図表 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的



(2) 計画の構成

本計画は、公共施設等の実態と課題を明らかにし、今後の公共施設等のあり方について基本的な考え方をとりまとめるものであり、以下の構成で策定します。

章の構成	内 容		
<p><b>【第1章】</b> 公共施設等 総合管理計画の策定に あたって</p>	<p>&lt;策定方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定にあたっての背景と目的について記載し、計画の対象期間と対象施設を定める。</li> </ul>	<p>策定方針</p>	
<p><b>【第2章】</b> いすみ市の公共施設等 を取り巻く現状と課題</p>	<p>&lt;マクロ把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口、地域、財政、公共施設等の状況について現状と課題を整理する。</li> <li>公共施設等の保有状況から将来にかかる更新コストを試算する。</li> </ul>		<p>公共施設等の 現状と課題 ・ 将来見通し</p>
<p><b>【第3章】</b> 公共施設等の利用実態</p>	<p>&lt;施設別実態把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の用途別に保有状況や利用状況、運営コストを把握し、公共施設の運営のあり方について検討する。</li> <li>インフラ施設について整備状況を明らかにし、実態と課題を把握する。</li> <li>施設ごとに老朽化状況を把握し、管理に関する方針の検討、中長期的な更新コストの算出につなげる。</li> </ul>		
<p><b>【第4章】</b> 公共施設の 老朽化状況の把握</p>		<p>&lt;市民意識調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の運営や維持・管理のあり方についての市民の認識を把握する。</li> </ul>	
<p><b>【第6章】</b> 公共施設等 マネジメント基本方針</p>	<p>&lt;基本方針・管理に関する方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の公共施設等のあり方として管理に関する基本方針と、維持・管理のあり方として保全方針を策定する。</li> </ul>	<p>基本的な 考え方 ・ 改善方策</p>	
<p><b>【第7章】</b> 基本方針を実現する ための改善の方策</p>	<p>&lt;具体的な改善方策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針にもとづき施設の用途別に今後の方向性と具体的な改善策を検討し、数値目標を設定する。</li> </ul>		
<p><b>【第8章】</b> 地方創生と連動した 取り組み</p>	<p>&lt;今後の計画等との連動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市で取り組んでいる地方創生と本計画との連動について記載する。</li> <li>本計画実行に向けた今後の推進体制について検討する。</li> <li>個別施設計画策定等、今後の展開について記載する。</li> </ul>	<p>今後の展開</p>	
<p><b>【第9章】</b> 計画の推進</p>			

(3) 対象施設

本市が保有する建築物のうち行政財産（一部普通財産含む）として管理する公共施設と、道路や橋梁等のインフラ施設を本計画の対象施設とします。

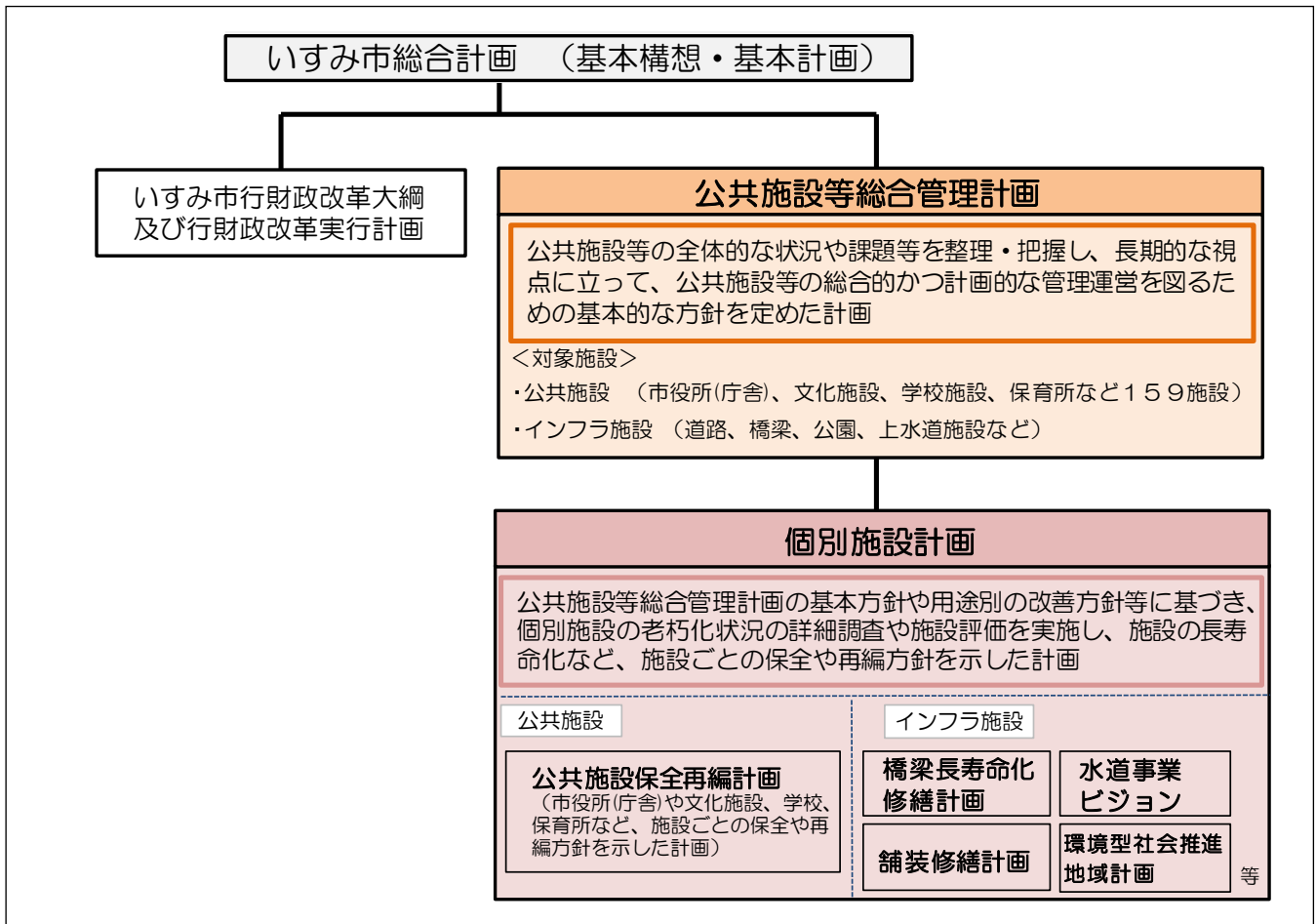
(4) 計画期間

公共施設等の適正化を図る上では、中長期的な財政計画と連動した実効性の高いマネジメントが不可欠です。そのため、公共施設等の更新時期が集中する平成29年度から平成68年度までの今後40年間を計画期間とします。

(5) 位置付け

本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を図るための基本的な方針を示すもので、本市の最上位計画である「いすみ市総合計画（基本構想・後期基本計画）」及び「いすみ市行財政改革大綱及び行財政改革実行計画」などの関連計画とも連動した横断的な指針となる計画です。また、更には、本計画の基本方針等に基づいた公共施設等の長寿命化や保全、再編方針を示す計画となる「個別施設計画」が体系化された包括的なものとして位置付けます。

図表 公共施設等総合管理計画の位置付け



【参考】

「公共施設等総合管理計画」は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」を基本計画とし、それぞれの地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として策定することを要請されたものです。「いすみ市公共施設等総合管理計画」は、策定が要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）」に基づいて策定しています。

また、各省庁より公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとの長寿命化や保全、再編方針を示す計画として「個別施設計画」を策定することが示されております。

